完成測量原価

××××

記載要領

1　「雑費」に属する費用で経費の総額の10分の１を超えるものについては、当該費用を明示する科目をもって記載すること。

2　勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日の前日までに決算期の到来した事業年度に係る書類については、なお従前の例によることができる。

規　則

○原子力規制委員会規則第十三号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二十条第二項及び第三項の規定に基づき、眼の水晶体の線量限度の変更のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十八日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

眼の水晶体の線量限度の変更のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の一部を、別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

別表　放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（測定） **第二十条**　［略］	（測定） **第二十条**　［同上］
2　法第二十条第二項の放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量及び内部被ばく（人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすることをいう。以下同じ。）による線量について、次に定めるところにより行う。	2　［同上］
一　外部被ばくによる線量の測定は、次に定めるところにより行うこと。	一　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分（イにおいて腹部について測定することとされる女子にあつては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分	ロ　頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分（イにおいて腹部について測定することとされる女子にあつては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分